

医政発第0330013号

平成19年3月30日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

医療機能情報提供制度実施要領について

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）により、医療法（昭和23年法律第205号）の一部が改正され、改正後の医療法第6条の3及び関係法令により、医療機能情報提供制度が平成19年4月1日から実施されることとされたところである。

本制度の実施に当たり、各都道府県における実施方法等について、別添のとおり「医療機能情報提供制度実施要領」を定めたので、十分御了知の上、その実施に遺憾のないよう特段の御配慮をいただくとともに、管下職員等に対し周知願いたい。

医療機能情報提供制度実施要領

1 目的

病院、診療所及び助産所（以下「病院等」という。）に対し、当該病院等の有する医療機能に関する情報（以下「医療機能情報」という。）について、都道府県知事への報告を義務付け、都道府県知事は報告を受けた情報を住民・患者に対し分かりやすい形で提供することにより、住民・患者による病院等の適切な選択を支援することを目的とする。

2 情報の性格

- ・ 本制度は、病院等が自らの責任において医療機能情報を都道府県知事に対して報告し、報告を受けた都道府県知事は、基本的に当該医療機能情報をそのまま公表するものである。
- ・ そのため、病院等は、提供する医療について正確かつ適切な情報を報告するとともに、報告した情報に関して住民・患者からの相談等に適切に応じるよう努めなければならない。また、身近なかかりつけ医も、住民・患者からの相談等があった場合は、適切に応じるよう努めなければならない。
- ・ 病院等は、報告した医療機能情報について誤りがあることに気づいた場合、速やかにその訂正を都道府県知事に申し出ることとし、都道府県知事は所要の是正措置を行うものとする。
- ・ 病院等の中には、企業内の診療所のように原則として特定の者を対象とするものもある。対象者が不明な場合など病院等が提供する医療機能情報に疑義がある場合には、直接病院等に問い合わせ等を行うよう留意しなければならない。

3 実施主体

- ・ 都道府県を実施主体とする。
- ・ ただし、本制度を実施するに相応しい法人に対して委託することは差し支えない。この場合において、都道府県は住民・患者への情報提供が円滑に行われるよう、十分な連携・調整を図るものとする。

4 実施体制

(1) 都道府県における実施体制

- ・ 都道府県の医政担当部局において実施することを基本とする。
- ・ 地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、制度の実施に関する事務の一部（調査票の送付・回収、病院等から医療機能情報の報告がなされない場合や虚偽の報告がなされた場合における病院等への指導等）を、市町村及び特別区に処理させることができる。ただし、この場合においても、都道府県が制度実施の責任主体であり、最終的な医療機能情報の公表は都道府県において行うものである。
- ・ 都道府県から外部の法人へ委託を行う場合は、相互に緊密な連携・協力を図り実施することとする。
- ・ 住民・患者からの医療機能情報についての質問・相談及びそれに対する助言等については、質問・相談に関する窓口を設ける等、案内体制を整備して適切に行うものとする。
- ・ 都道府県において、医療機能情報についての質問、相談に応じ、助言等を行う場合においては、新しい医療計画制度に基づく事業毎の医療連携体制についての情報提供も行うことが適当である。
- ・ 本制度は、病院等の医療機能情報について、都道府県が報告を受け、公表することを義務付けるものであるが、各都道府県で救急・災害医療情報を含む独自の情報提供体制を既に実施している場合において、これと別に整備を行うことを求めるものではない。また、情報の範囲についても、国で定める範囲を超える情報提供について認めないものではなく、各都道府県が独自に、より積極的な情報の提供を行う場合には、その積極的な活用を図られたい。

(2) 医療機能情報の報告手続

① 医療機能情報の報告時期

- ・ 病院等の管理者は、当該病院等の所在地の都道府県知事に対し、都道府県知事が定める時点における法令で定める医療機能情報を報告することとする。
- ・ 病院等の管理者は、報告した医療機能情報のうち一定のもの（②参照。）に修正又は変更があった場合には、都道府県知事に対して速やかに修正又は変更を報告することとする。

② 医療機能情報の報告方法

- ・ 都道府県知事は、紙媒体又は電子媒体による調査票の送付及び回収等、都道府県知事の定める方法により、年1回以上、病院等に対して医療機能情報を報告させることとする。
- ・ 都道府県知事は、情報の正確性を確保する観点から、定期的な報告に際して、保健所設置市・特別区に対し、当該保健所設置市・特別区の区域内に所在する病院等（特に、診療所及び助産所）の情報について、照会を行うことができることとする。
- ・ 医療機能情報の修正又は変更の報告については、
 - ア ①病院等の名称、②病院等の開設者、③病院等の管理者、④病院等の所在地、⑤病院等の住民案内用電話番号及びファクシミリ番号、⑥診療科目、⑦診療日（診療科目別）、⑧診療時間（診療科目別）、⑨病床の種別及び届出又は許可病床数については、病院等の基本情報として重要な事項である。そのため、病院等の管理者は、当該基本情報に修正又は変更があった時点で、都道府県知事に対して都道府県知事の定める方法により報告を行わなければならないこととする。

なお、医療法第7条及び第8条に基づく開設許可等の事項の変更の届出については、本制度に基づく修正又は変更の報告とは別に行うものとする。
 - イ 基本情報以外の情報については、病院等の管理者は、都道府県知事の定める年1回以上の定期的な報告を行うこととする。また、都道府県知事は、病院等に対して、医療機能情報に修正又は変更があった場合に、定期的な報告に加えて随時報告させても差し支えない。
- ・ なお、この要領で定めるもの以外の情報であっても、都道府県が独自の取組により収集し、公表することは差し支えない。

③ 医療機能情報の確認

- ・ 都道府県知事は、病院等から報告された医療機能情報の内容について、確認が必要と認める場合には、保健所設置市・特別区等に対し、当該病院等に関する必要な情報の提供を求めることができる。
- ・ 都道府県知事は、病院等が報告を行わない場合や誤った報告を行ったと認める場合には、当該病院等の開設者又は管理者に対し、適切な報告を行うよう指導することができる。

なお、上記指導に従わない場合や故意に虚偽の報告を行うなど悪質であると認められる場合には、医療法第6条の3第6項に基づき、病院等の開

設者に対し、管理者をして報告又は報告内容の是正を行わせることを命ずることができる。

- ・ 都道府県知事は、報告された医療機能情報の全部又は一部について、照会・確認等を行うにもかかわらず応答がなされず確認ができない場合や、是正命令を行い是正がなされるまでの期間においては、真偽が未確認である当該情報について公表を一時的に停止することは、本制度の目的からみて差し支えないものである。この場合において、未確認である当該情報については、照会、確認の過程等である旨が分かるように留意すること。

(3) 医療機能情報の公表手続

① 医療機能情報の公表時期

- ・ 都道府県知事は、病院等から報告された医療機能情報については、速やかに公表しなければならない。

② 医療機能情報の公表方法

- ・ 都道府県知事は、インターネットを通じて、病院等から報告された医療機能情報を公表するものとする。インターネットを通じた公表については、住民・患者による病院等の選択に資するよう医療機能情報に基づく一定の検索機能を有するシステムを整備することとする。
- ・ 都道府県知事は、インターネットを使用できない環境にある住民・患者に配慮し、インターネットを通じた公表と併せて、都道府県担当部署や医療安全支援センター等において、紙媒体又は備え付けのインターネット端末により、公表するものとする。

また、都道府県知事が、インターネット及び紙媒体又は備え付けのインターネット端末以外に、電話による医療機能情報に関する照会への対応等、独自の取組を行うことも差し支えない。

- ・ また、各都道府県においては、医療機能情報の公表に際して、2で示す情報の性格について、注意事項として、インターネットを通じた公表システム上に示すこととする。
- ・ 都道府県知事は、隣接する都道府県の公表する医療機能情報についても住民が利用できるよう、リンクの設定等適切な措置を講ずるものとする。
この点に関し、都道府県知事は、隣接する他の都道府県知事から医療機能情報に関してリンクの設定等の依頼があった場合は、これに応じるよう努めるものとする。

(4) 医療機関による情報提供

- ・ 病院等は、都道府県知事へ報告した情報について、当該病院等において閲覧に供しなければならない。その際、書面による閲覧に代えて、電子媒体等による情報の提供を行うことができるものとする。
- ・ 病院等が情報の提供を行っていない場合には、都道府県知事は、情報提供を行うよう指導することができるものとする。
- ・ また、病院等においても、住民・患者からの当該病院等の医療機能情報に関する相談・照会等に対して、適切に対応するよう努めるものとするとともに、身近なかかりつけ医においても、患者から他の病院等に対する相談・質問等があった場合は、適切に対応するよう努めるものとする。

(5) 経過措置等

- ・ 本制度は、平成19年4月1日より施行となるが、都道府県において、公表システムの開発等の実施に向けた準備に時間を要することを踏まえ、平成19年度においては、都道府県知事は、法令で定める情報のうち、①病院等の名称、②病院等の開設者、③病院等の管理者、④病院等の所在地、⑤病院等の住民案内用電話番号及びファクシミリ番号、⑥診療科目、⑦診察日（診療科目別）、⑧診療時間（診療科目別）、⑨病床の種別及び届出又は許可病床数の基本情報及び都道府県知事が定める情報について、病院等から報告を求め、都道府県知事の定める方法により公表することで足りることとする。
- ・ 病院等が報告する医療機能情報については、今後必要に応じ、厚生労働省医政局が設置する検討会における審議を経た上で、段階的に項目を見直すものとする。特に、制度開始時に対象となっていない病院等の治療結果等のアウトカム情報については、各病院等の特殊性や重症度の違い等による影響やその補正のための手法等、客観的評価を可能とするための研究開発の促進のため、一定の病院について、提供する医療の実績情報に関するデータを収集し、さらに、医療の質の向上、アウトカム情報の信頼性の向上を図るための取り組みを進め、公表可能な項目の追加を図るものとする。

医療機関の医療機能に関する情報【診療所】

1.管理・運営・サービス等に関する事項		注記
(1)基本情報		
1	診療所の名称	※正式名称(フリガナ)・英語表記(ローマ字表記)
2	診療所の開設者	
3	診療所の管理者	
4	診療所の所在地	※郵便番号・住所(フリガナ)・英語表記
5	案内用電話番号及びファクシミリ番号	
6	診療科目	※医療法施行令第5条の11に基づく診療科目名
7	診療日(診療科目別)	※表記方法は都道府県の任意
8	診療時間(診療科目別)	※表記方法は都道府県の任意
9	病床種別及び届出・許可病床数	
(2)診療所へのアクセス		
10	診療所までの主な利用交通手段	※表記方法は都道府県の任意
11	診療所の駐車場	有無
		駐車台数
		有料・無料の別
12	案内用ホームページアドレス	
13	案内用電子メールアドレス	
14	外来受付時間(診療科目別)	※表記方法は都道府県の任意
15	予約診療	※表記方法は都道府県の任意(診療科の別、初診・再診の別、予約用電話番号等)
16	時間外対応	※別表
17	面会の日及び時間帯	
(3)診療所内サービス等		
18	医療に関する相談員の配置の有無及び人数	
19	院内処方の有無	
20	対応することができる外国語の種類	※表記方法は都道府県の任意
21	障害者に対するサービス内容	※別表
22	車椅子利用者に対するサービス内容	※別表
23	受動喫煙を防止するための措置	※別表

(4)費用負担		
24	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類	※別表
25	選定療養	「特別の療養環境の提供」に係る全病床に占める差額ベッド数及びその金額
		「予約に基づく診察」に係る特別の料金の徴収の有無及びその金額
		「保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察」に係る特別の料金の徴収の有無及びその金額
26	治験の実施の有無及び契約件数	前年度〇/〇～〇/〇の件数
27	クレジットカードによる料金支払いの可否	
2. 提供サービスや医療連携体制に関する事項		
(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス		
28	専門医の種類及び人数	※別表
29	併設している介護関係施設等	※別表
30	対応することができる疾患・治療内容	※別表
31	対応することができる短期滞在手術	※別表
32	専門外来の有無及び内容	※記入式(文字数等の制限可)
33	健康診断、健康相談の実施	健康診断実施の有無及び内容
		健康相談実施の有無及び内容
34	対応することができる予防接種	※別表
35	対応することができる在宅医療	※別表
36	対応することができる介護サービス	※別表
37	セカンド・オピニオンに関する状況	セカンド・オピニオンのための診療情報提供の有無
		セカンド・オピニオンのための診療の有無及び料金
38	地域医療連携体制	医療連携体制に対する窓口設置の有無
		地域連携クリティカルパスの有無
39	地域の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携体制	

3. 医療の実績、結果に関する事項			
40	診療所の人員配置	医療従事者の人数	※別表
41	看護師の配置状況		※一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床別の看護配置(入院基本料)
42	法令に基づく義務以外の医療安全対策	医療事故情報収集等事業への参加の有無	
43	法令に基づく義務以外の院内感染対策	院内での感染症の発症率に関する分析の有無	
44	電子カルテシステムの導入の有無		
45	情報開示に関する窓口の有無		
46	治療結果情報	死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数等 治療結果に関する分析の有無	
		死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数等 治療結果に関する分析結果の提供の有無	
47	患者数	病床種別ごとの患者数	前年度〇/〇～〇/〇の人数
		外来患者数	前年度〇/〇～〇/〇の人数
		在宅患者数	前年度〇/〇～〇/〇の人数
48	平均在院日数		前年度〇/〇～〇/〇の日数
49	患者満足度調査	患者満足度調査実施の有無	
		患者満足度調査結果の提供の有無	

医療機関の医療機能に関する情報【病院】

1.管理・運営・サービス等に関する事項		注記
(1)基本情報		
1 病院の名称		※正式名称(フリガナ)・英語表記(ローマ字表記)
2 病院の開設者		
3 病院の管理者		
4 病院の所在地		※郵便番号・住所(フリガナ)・英語表記
5 案内用電話番号及びファクシミリ番号		
6 診療科目		※医療法施行令第5条の11に基づく診療科目名
7 診療日(診療科目別)		※表記方法は都道府県の任意
8 診療時間(診療科目別)		※表記方法は都道府県の任意
9 病床種別及び届出・許可病床数		
(2)病院へのアクセス		
10 病院までの主な利用交通手段		※表記方法は都道府県の任意
11 病院の駐車場	有無	
	駐車台数	
	有料・無料の別	
12 案内用ホームページアドレス		
13 案内用電子メールアドレス		
14 外来受付時間(診療科目別)		※表記方法は都道府県の任意
15 予約診療の有無		※表記方法は都道府県の任意(診療科の別、初診・再診の別、予約用電話番号等)
16 時間外対応		※別表
17 面会の日及び時間帯		
(3)院内サービス等		
18 医療に関する相談に対する体制の状況	医療に関する相談窓口の設置の有無	
	相談員の人数	
19 院内処方の有無		
20 入院食の提供方法		
21 対応することができる外国語の種類		※表記方法は都道府県の任意
22 障害者に対するサービス内容		※別表
23 車椅子利用者に対するサービス内容		※別表
24 病院内の売店又は食堂の有無		
25 受動喫煙を防止するための措置		※別表

(4)費用負担等		
26	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類	※別表
27	選定療養	「特別の療養環境の提供」に係る全病床に占める差額ベッド数及びその金額
		「予約に基づく診察」に係る特別の料金の徴収の有無及びその金額
		「保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察」に係る特別の料金の徴収の有無及びその金額
		「病床数が200以上の病院について受けた初診」に係る特別の料金の徴収の有無及びその金額
		「病床数が200以上の病院について受けた再診」に係る特別の料金の徴収の有無及びその金額
28	先進医療の実施の有無及び内容	※記入式(文字数等の制限可)
29	治験の実施の有無及び契約件数	前年度〇/〇~〇/〇の件数
30	クレジットカードによる料金の支払いの可否	
2. 提供サービスや医療連携体制に関する事項		
(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス		
31	専門医の種類及び人数	※別表
32	保有する施設設備	※別表
33	併設している介護施設	※別表
34	対応することができる可能な疾患・治療内容	※別表
35	対応することができる短期滞在手術	※別表
36	専門外来の有無及び内容	※記入式(文字数等の制限可)
37	健康診断、健康相談の実施	健康診断実施の有無及び内容
		健康相談実施の有無及び内容
38	対応することができる予防接種	※別表
39	対応することができる在宅医療	※別表
40	対応することができる介護サービス	※別表
41	セカンド・オピニオンに関する状況	セカンド・オピニオンのための診療情報提供の有無
		セカンド・オピニオンのための診療の有無及び料金
42	地域医療連携体制	医療連携体制に対する窓口設置の有無
		地域連携クリティカルパスの有無
43	地域の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に対する窓口設置の有無	

3. 医療の実績、結果に関する事項		
44 病院の人員配置	医療従事者の人数	※別表
	外来患者を担当する医療従事者の人数	※別表
	入院患者を担当する医療従事者の人数	※別表
45 看護師の配置状況		※一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床別の看護配置(入院基本料)
46 法令上の義務以外の医療安全対策	医療安全についての相談窓口設置の有無	
	医療安全管理者の配置の有無及び専任又は兼任の別	
	安全管理部門の設置の有無及び部門の構成員の職種	
	医療事故情報収集等事業への参加の有無	
47 法令上の義務以外の院内感染対策	院内感染対策を行う者の配置の有無及び専任又は兼任の別	
	院内感染対策部門の設置の有無及び部門の構成員の職種	
	院内での感染症の発症率に関する分析の実施の有無	
48 入院診療計画策定時における院内の連携体制の有無		
49 診療情報管理体制	オーダリングシステムの導入の有無及び導入状況	
	ICDコードの利用の有無	
	電子カルテシステムの導入の有無	
	診療録管理専任従事者の有無及び人数	
50 情報開示に関する窓口の有無		
51 症例検討体制	臨床病理検討会の有無	
	予後不良症例に関する院内検討体制の有無	
52 治療結果情報	死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数等治療結果に関する分析の有無	
	死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数等治療結果に関する分析結果の提供の有無	
53 患者数	病床種別ごとの患者数	前年度〇/〇～〇/〇の人数
	外来患者の数	前年度〇/〇～〇/〇の人数
	在宅患者の数	前年度〇/〇～〇/〇の人数
54 平均在院日数		前年度〇/〇～〇/〇の日数
55 患者満足度調査	患者満足度調査実施の有無	
	患者満足度調査結果の提供の有無	
56 (財)日本医療機能評価機構による認定の有無		

医療機関の医療機能に関する情報【歯科診療所】

1.管理・運営・サービス・アメニティに関する事項		注記
(1)基本情報		
1 診療所の名称		※正式名称(フリガナ)・英語表記(ローマ字表記)
2 診療所の開設者		
3 診療所の管理者		
4 診療所の所在地		※郵便番号・住所(フリガナ)・英語表記
5 案内用電話番号及びファクシミリの番号		
6 診療科目		※医療法施行令第5条の11に基づく診療科目名
7 診療日(診療科目別)		※表記方法は都道府県の任意
8 診療時間(診療科目別)		※表記方法は都道府県の任意
(2)診療所へのアクセス		
9 診療所までの主な利用交通手段		※表記方法は都道府県の任意
10 診療所の駐車場	有無	
	駐車台数	
	有料又は無料の別	
11 案内用ホームページアドレス		
12 案内用電子メールアドレス		
13 外来受付時間(診療科目別)		※表記方法は都道府県の任意
14 予約診療		※表記方法は都道府県の任意(診療科の別、初診・再診の別、予約用電話番号等)
(3)診療所内サービス等		
15 医療に関する相談員の配置の有無及び人数		
16 院内処方の有無		
17 対応することができる外国語の種類		※表記方法は都道府県の任意
18 障害者に対するサービス内容		※別表
19 車椅子利用者に対するサービス内容		※別表
20 受動喫煙を防止するための措置		※別表
(4)費用負担		
21 保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院等の種類		※別表
22 クレジットカードによる料金の支払いの可否		

2. 提供サービスや医療連携体制に関する事項			
(1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス			
23	専門医の種類		※別表
24	対応することができる疾患・治療内容		※別表
25	専門外来		※記入式(文字数等の制限可)
26	健康診断、健康相談の実施	健康診断実施の有無及び内容	※記入式(文字数等の制限可)
		健康相談実施の有無及び内容	※記入式(文字数等の制限可)
27	対応することができる在宅医療		※別表
3. 医療の実績、結果に関する事項			
28	歯科診療所の人員配置	医療従事者の人数	※別表
29	情報開示に関する窓口の有無		
30	患者数	外来患者数	前年度〇/〇～〇/〇の人数
31	患者満足度調査	患者満足度調査実施の有無	
		患者満足度調査結果の提供の有無	

医療機関の医療機能に関する情報【助産所】

1.管理・運営・サービス・アメニティに関する事項		注記
(1)基本情報		
1	助産所の名称	※正式名称(フリガナ)・英語表記(ローマ字表記)
2	助産所の開設者	
3	助産所の管理者	
4	助産所の所在地	※郵便番号・住所(フリガナ)・英語表記
5	案内用電話番号及びファクシミリの番号	
6	就業日	※表記方法は都道府県の任意
7	就業時間	※表記方法は都道府県の任意
(2)助産所へのアクセス		
8	助産所までの主な利用交通手段	※表記方法は都道府県の任意
9	助産所の駐車場	有無
		駐車台数
		有料又は無料の別
10	案内用ホームページアドレス	
11	案内用電子メールアドレス	
12	外来受付時間	※表記方法は都道府県の任意
13	予約の有無	※表記方法は都道府県の任意(診療科の別、初診・再診の別、予約用電話番号等)
14	救急対応	
15	助産所の運営形態	
16	面会の日及び時間帯	
(3)助産所内サービス・アメニティ		
17	対応することができる外国語の種類	※表記方法は都道府県の任意
18	障害者に対するサービス内容	※別表
19	車椅子利用者に対するサービス内容	※別表
20	受動喫煙を防止するための措置	※別表
(4)費用負担		
21	クレジットカードによる料金の支払いの可否	

2. 提供サービスや医療連携体制に関する事項		
(1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス		
22	家族付き添い室の有無	
23	妊産婦等に対する相談又は指導	※別表
3. 医療の実績、結果に関する事項		
24	助産所の人員配置	医療従事者の人数 ※別表
25	分娩取扱数	前年度〇/〇～〇/〇の人数
26	妊産婦等満足度調査	妊産婦等満足度調査実施の有無
		妊産婦等満足度調査結果の提供の有無

【病院・診療所・助産所用】

別表

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	件数
1) 時間外対応		1 終日の対応	
		2 病院又は診療所における緊急時の連絡先への連絡による対応	
		3 連携する病院又は診療所への電話の転送	
2) 助産所の業務形態		1 助産所内における業務の実施	
		2 出張による業務の実施	
3) 障害者に対するサービス内容		1 手話による対応	
		2 施設内の情報の表示	
		3 音声による情報の伝達	
		4 施設内点字ブロックの設置	
		5 点字による表示	
4) 車椅子利用者に対するサービス内容		1 施設のバリアフリー化の実施	
5) 受動喫煙防止対策		1 施設内における全面禁煙の実施	
		2 喫煙室の設置	
6) 入院食の提供方法		1 適時及び適温による食事の提供	
		2 病床外での食事	
		3 選択可能な入院食の提供	
7) 保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院等の種類		1 保険医療機関	
		2 自由診療のみを行う医療機関	
		3 労災保険指定医療機関	
		4 更生医療指定医療機関	
		5 育成医療指定医療機関	
		6 精神通院医療指定医療機関	
		7 身体障害者福祉法指定医の配置されている医療機関	
		8 精神保健福祉法に基づく指定病院・応急入院指定病院	
		9 精神保健指定医の配置されている医療機関	
		10 生活保護法指定医療機関	
		11 医療保護施設	
		12 結核予防法指定医療機関	
		13 指定養育医療機関	
		14 戦傷病者特別援護法指定医療機関	
		15 原子爆弾被害者医療指定医療機関	
		16 原子爆弾被害者一般疾病医療取扱医療機関	
		17 感染症指定医療機関(特定・第一種・第二種)	
		18 公害医療機関	
		19 母体保護法指定医の配置されている医療機関	
		20 特定機能病院	
		21 地域医療支援病院	
		22 災害拠点病院	
		23 へき地医療拠点病院	
		24 小児救急医療拠点病院	
		25 救命救急センター	
		26 臨床研修指定病院	
		27 外国医師(歯科医師)臨床修練指定病院	
		28 がん診療連携拠点病院	

		29	エイズ治療拠点病院	
		30	肝疾患診療連携拠点病院	
		31	特定疾患治療研究事業指定医療機関	
		32	在宅療養支援診療所	
		33	DPC対象病院	
		34	指定療育医療医療機関	
		35	小児慢性特定疾患治療研究事業指定医療機関	
		36	無料低額診療事業実施医療機関	
		37	総合周産期母子医療センター	
		38	地域周産期母子医療センター	
		39	不妊専門相談センター	
		40	思春期クリニック事業実施医療機関	
8)	専門医	1	整形外科専門医((社)日本整形外科学会)	
		2	皮膚科専門医((社)日本皮膚科学会)	
		3	麻酔科専門医((社)日本麻酔科学会)	
		4	放射線科専門医((社)日本放射線学会)	
		5	眼科専門医((財)日本眼科学会)	
		6	産婦人科専門医((社)日本産科婦人科学会)	
		7	耳鼻咽喉科専門医((社)日本耳鼻咽喉科学会)	
		8	泌尿器科専門医((社)日本泌尿器科学会)	
		9	形成外科専門医((社)日本形成外科学会)	
		10	病理専門医((社)日本病理学会)	
		11	内科専門医((社)日本内科学会)	
		12	外科専門医((社)日本外科学会)	
		13	糖尿病専門医((社)日本糖尿病学会)	
		14	肝臓専門医((社)日本肝臓学会)	
		15	感染症専門医((社)日本感染症学会)	
		16	救急科専門医(有限責任中間法人日本救急医学会)	
		17	血液専門医((社)日本血液学会)	
		18	循環器専門医((社)日本循環器学会)	
		19	呼吸器専門医((社)日本呼吸器学会)	
		20	消化器病専門医((財)日本消化器病学会)	
		21	腎臓専門医((社)日本腎臓学会)	
		22	小児科専門医((社)日本小児科学会)	
		23	口腔外科専門医((社)日本口腔外科学会)	
		24	内分泌代謝科専門医((社)日本内分泌学会)	
		25	消化器外科専門医(有限責任中間法人日本消化器外科学会)	
		26	超音波専門医((社)日本超音波医学会)	
		27	細胞診専門医(特定非営利活動法人日本臨床細胞学会)	
		28	透析専門医((社)日本透析医学会)	
		29	脳神経外科専門医((社)日本脳神経外科学会)	
		30	リハビリテーション科専門医((社)日本リハビリテーション医学会)	
		31	老年病専門医((社)日本老年医学会)	
		32	心臓血管外科専門医(特定非営利活動法人日本胸部外科学会)	
		33	心臓血管外科専門医(特定非営利活動法人日本血管外科学会)	
		34	心臓血管外科専門医(特定非営利活動法人日本心臓血管外科学会)	
		35	呼吸器外科専門医(特定非営利活動法人日本胸部外科学会)	
		36	呼吸器外科専門医(特定非営利活動法人日本呼吸器外科学会)	
		37	消化器内視鏡専門医((社)日本消化器内視鏡学会)	
		38	小児外科専門医(特定非営利活動法人日本小児外科学会)	
		39	神経内科専門医(有限責任中間法人日本神経学会)	

		40	リウマチ専門医(有限責任中間法人日本リウマチ学会)	
		41	歯周病専門医(特定非営利活動法人日本歯周病学会)	
		42	乳腺専門医(有限責任中間法人日本乳癌学会)	
		43	臨床遺伝専門医(有限責任中間法人日本人類遺伝学会)	
		44	漢方専門医((社)日本東洋医学会)	
		45	レーザー専門医(特定非営利活動法人日本レーザー医学会)	
		46	気管支鏡専門医(特定非営利活動法人日本呼吸器内視鏡学会)	
		47	歯科麻酔専門医(有限責任中間法人日本歯科麻酔学会)	
		48	小児歯科専門医(有限責任中間法人日本小児歯科学会)	
		49	アレルギー専門医((社)日本アレルギー学会)	
		50	核医学専門医(有限責任中間法人日本核医学会)	
		51	気管食道科専門医(特定非営利活動法人日本気管食道科学会)	
9)	保有する施設設備	1	集中治療室(ICU)	
		2	冠状動脈疾患用集中治療室(CCU)	
		3	脳卒中専用集中治療室(SCU)	
		4	呼吸器疾患専用集中治療室(RCU)	
		5	新生児集中治療室(NICU)	
		6	母体胎児集中治療室(MFICU)	
		7	広範囲熱傷特定集中治療室	
		8	手術室	
		9	無菌治療室	
		10	機能訓練室	
		11	精神科保護室	
		12	病理解剖室	
		13	高気圧酸素治療室	
		14	患者搬送車(ヘリコプター含む)	
		15	新生児搬送車	
10)	併設している介護施設	1	介護老人福祉施設	
		2	介護老人保健施設	
		3	居宅介護支援事業所	
		4	介護予防支援事業所	
		5	老人介護支援センター	
		6	(介護予防)訪問看護ステーション	
		7	(介護予防)通所介護事業所	
		8	(介護予防)通所リハビリテーション事業所	
		9	(介護予防)短期入所生活介護事業所	
		10	(介護予防)短期入所療養介護事業所	
		11	(介護予防)特定施設(有料老人ホーム等)	
		12	(介護予防)認知症対応型通所介護事業所	
		13	(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所	
		14	(介護予防)認知症対応型グループホーム	
		15	地域密着型特定施設(有料老人ホーム等)	
		16	地域密着型介護老人福祉施設	
11)	対応できる疾患・治療内容		1.皮膚・形成外科領域	
		1	皮膚・形成外科領域の一次診療	
		2	真菌検査	
		3	皮膚生検	
		4	凍結療法	
		5	光線療法(紫外線・赤外線・PUVA)	